

Client Alert

May 2016

www.bakermckenzie.co.jp

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



松本 慶
パートナー

03 6271 9469

kei.matsumoto@bakermckenzie.com



菅 礼子
アソシエイト

03 6271 9696

ayako.suga@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー法律事務所
(外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山

森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

www.bakermckenzie.co.jp

米国：営業秘密防衛法が連邦議会を通過

2016年4月27日、営業秘密防衛法（Defend Trade Secrets Act、以下「DTSA」）が米国連邦議会を通過した。本法案は、下院で410-2、上院で87-0で可決され、産業界からも広く支持されている。超党派による本法案をオバマ大統領は強く支持しており、近日中に署名する見通しである。

DTSAは、営業秘密に関する既存の連邦法である経済スパイ法（Economic Espionage Act）を改正し、営業秘密侵害について連邦法に基づいて民事責任を追及することを可能とするものである。従前の経済スパイ法では、営業秘密侵害に関し、連邦裁判所は刑事手続のみを扱うものとされていたため、権利者が営業秘密侵害に関して民事責任を追及するにあたって、連邦法に基づく請求を行うことができず、各州の州法に基づく請求に依拠せざるを得なかった。既存の統一営業秘密法（Uniform Trade Secrets Act）は、営業秘密に関する民事責任を規定するものの、あくまでモデル法であり、その採否は各州に委ねられてきたため、営業秘密に関する州法は統一されておらず、また、州境や国境を越えた侵害行為に対応することが困難であった。

DTSAは連邦法であることから、連邦裁判所を通じて、営業秘密に関する手続を調和させ、全国的な基準を確立することを目的としている。例えば、「営業秘密（trade secret）」や「不正利用（misappropriation）」といったキーワードについて、DTSAの下で、連邦裁判所の裁判例を通じ、その解釈の統一が図られていくことになる。

なお、DTSAに基づく新たな請求原因は「適用のある州法と共存することを意図しており、州法に優先し、影響し、又は変更を加えることを意図するものではない」。つまり、連邦裁判所は、営業秘密侵害に対して追加的な保護を与えることになる。これにより、権利者が訴訟を提起し易くなり、営業秘密訴訟の件数が増加することが予想される。

また、DTSAは、「特殊な状況（extraordinary circumstances）」において裁判所は不正利用された営業秘密の差押えを命じることができると規定しており、権利者は州法では認められていない法的手段を利用できるようになる。これにより、営業秘密侵害による競争上の損害を軽減することができるようになれば、営業秘密に基づく権利行使において戦略上重要な法的手段と位置づけられる。

DTSAの制定は、営業秘密に関する世界的な認識の高まりを反映するものでもある。日本では改正不正競争防止法が2016年1月1日に施行されたが、欧州議会でも2016年4月14日に営業秘密指令（Trade Secrets Directive）が採択され、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定には営業秘密侵害に対する刑事罰の適用等が盛り込まれている。